

国土審議会第5回特殊土壌地帯対策分科会

平成23年10月11日

【山本地方振興課長】 お待たせいたしました。定刻となりましたので始めさせていただきます。

国土審議会特殊土壌地帯対策分科会の委員及び特別委員総数8名のうち、定足数でございます半数以上のご出席をいただいておりますので、ただいまから国土審議会第5回特殊土壌地帯対策分科会を開催させていただきます。

私は、当分科会の事務局を担当させていただいております国土交通省国土政策局地方振興課長の山本でございます。議事に入りますまでの間、司会を務めさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

それでは会議の冒頭に、本日の会議の公開と国土審議会に関する手続につきまして申し述べさせていただきます。国土審議会運営規則第5条第1項の規定により、会議は原則として公開することとされておまして、同運営規則第7条第5項の規定により、分科会にも準用することとされております。したがって、本日の分科会でも会議、議事録ともに原則公開することとしておりますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

議事に先立ちまして、今回の分科会は平成20年2月以来の開催となりますこと、また、委員及び特別委員の交代などありましたことから、ここで改めて委員の皆様をご紹介させていただきます。原田昇委員でございます。

【原田委員】 原田でございます。よろしくお願いいたします。

【山本地方振興課長】 井本郁子特別委員でございます。

【井本特別委員】 井本でございます。よろしくお願いいたします。

【山本地方振興課長】 高木東特別委員でございます。

【高木特別委員】 高木でございます。よろしくお願いいたします。

【山本地方振興課長】 中村浩之特別委員でございます。

【中村特別委員】 中村です。よろしくお願いいたします。

【山本地方振興課長】 前田穰特別委員でございます。

【前田特別委員】 前田です。どうぞよろしくお願いいたします。

【山本地方振興課長】 和田信一郎特別委員でございます。

【和田特別委員】 和田です。よろしく申し上げます。

【山本地方振興課長】 なお、磯部特別委員と溝口特別委員はご都合により欠席とのご連絡をいただいております。

次に国土交通省からの出席者を紹介いたします。小島国土政策局長でございます。

【小島国土政策局長】 小島でございます。よろしくお願いいいたします。

【山本地方振興課長】 小林大臣官房審議官でございます。

【小林大臣官房審議官】 小林です。よろしくお願いいいたします。

【山本地方振興課長】 さらに本分科会の庶務協力といたしまして、農林水産省からもご出席いただいておりますので紹介させていただきます。實重農村振興局長でございます。

【實重農村振興局長】 實重でございます。よろしくお願いいいたします。

【山本地方振興課長】 三浦農村振興局農村政策部長でございます。

【三浦農村政策部長】 三浦でございます。よろしくお願いいいたします。

【山本地方振興課長】 小林農村振興局農村政策部中山間地域振興課長でございます。

【小林中山間地域振興課長】 小林でございます。よろしくお願いいいたします。

【山本地方振興課長】 引き続きまして、小島国土政策局長よりごあいさつを申し上げます。局長お願いいいたします。

【小島国土政策局長】 国土交通省国土政策局長の小島でございます。国土審議会第5回特殊土壌地帯対策分科会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。本日は各委員の皆様方にはご多忙の中お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。また、皆様方には特殊土壌地帯の振興をはじめ、国土交通行政の推進に当たり、日ごろより並々ならぬご理解とご協力を賜っておりますことに関しまして、この場をおかりしまして心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法は昭和27年に制定されて以来、これまでおおむね5年ごとに11回にわたりまして期限延長がなされてきております。この間、治山治水、農村農業整備など各種対策を実施し、特殊土壌地帯の災害防除並びに農業生産力の向上に着々と成果が上がってきているところでございます。しかしながら、直近ではこの9月に、紀伊半島に甚大なる土石流被害をもたらした台風12号、名古屋市など広範囲に浸水被害をもたらした台風15号、さらには7月の新潟・福島豪雨など記録的な豪雨による水害・土砂災害が後を絶ちません。そのような中、台風常襲地帯の九州・四国地方

などでは今後とも一層特殊土壌地帯対策を進めていく必要があるというのが関係者や地域住民の方々の共通した認識ではないかと考えております。

本日は特殊土壌地帯対策の概要、現状と課題、対策の進捗状況等についてご審議をいただくとともに、あわせて本年度末で法の期限を迎えるに当たり、今後の対策の進め方などについて忌憚のないご意見をいただければ幸いと存じております。私ども国土交通省といたしましては、本日の審議内容を踏まえまして農林水産省をはじめとする関係省庁との緊密な連携のもと、今後の特殊土壌地帯対策を進めてまいりますので、委員の皆様方におかれましても引き続きご指導賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

以上簡単でございますが、冒頭のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【山本地方振興課長】 ありがとうございます。続きまして、特殊土壌地帯対策の取りまとめ窓口であります農林水産省の實重農村振興局長からごあいさついただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

【實重農村振興局長】 農村振興局長の實重でございます。本日は大変お忙しいところご参集いただきまして本当にありがとうございます。日ごろより農林水産行政、また特に特殊土壌地帯の対策につきまして様々なご尽力、ご支援を賜っておりますことを感謝申し上げます。

今、小島国土政策局長からお話がありましたとおりでございますが、特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法、この法律につきましては昭和27年の発足以来、今年度で60年ということでございます。60年を迎える法律になるわけでありまして。これに基づいて半世紀以上にわたって着実に対策が講じられてきたと考えております。そのような中、本年は東日本大震災という未曾有の大災害が生じて大変な被害を被ったところでございます。これにつきまして国土交通省さん、それから農林水産省はじめ政府一体となって被災地の復旧、復興ということに全力を挙げているところであります。

こうした中で、大変防災ということに対する国民の意識の高まりというものが見られますし、また実際に生命・身体・財産、国民を災害から守るという対策の重要性がますます高まっているものと考えております。今年も大きな台風が2つ来襲しましたけれども、近年台風の来襲などによりまして大雨が増える傾向がございます。各地で災害が頻発をしております。特殊土壌地帯においても大きな被害が発生しております。

また、農業の観点で申しますと、特殊土壌地帯はその土壌の自然的な特性からまだまだ

生産性が他の地帯に比較して低いという実情がございまして、1割から3割低いような状況がございまして、継続的に対策を講じていくことが必要と考えております。準備いたしました対策の概要、現状と課題、こういった資料を参考にさせていただきまして、今後の特殊土壌地帯対策のあり方につきましてご審議をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。どうぞよろしくお願いたします。

【山本地方振興課長】 ありがとうございます。議事に入ります前にお手元の資料の確認をさせていただきます。議事次第、座席表のほか、資料が1から3まで、及び参考資料となっております。以上の資料につきまして、不備がございましたらお知らせくださいますようお願いいたします。

なお、ご発言の際には前にございましてマイクのスイッチをオンにいただき、ご発言の終了後にオフにさせていただきますようにあわせてお願申し上げます。

それでは次に、会議次第に沿いまして分科会長の選任に入りたいと思います。分科会長は国土審議会令第2条第4項の規定により、当該分科会に属する委員のうちから委員及び特別委員が選挙することとなっております。当分科会所属の国土審議会委員は原田委員お一人でございまして分科会長は原田委員にお願することとなりますが、皆様いかがでございでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【山本地方振興課長】 原田委員、よろしゅうございましてでしょうか。

【原田委員】 はい。

【山本地方振興課長】 皆様ご異議がないようでございまして、原田委員に分科会長をお引き受けいただくことにしたいと存じます。それでは原田委員、分科会長の席へご移動をお願いたします。

(原田委員、分科会長席に移動)

【山本地方振興課長】 これ以降の議事進行につきましては原田分科会長にお願したいと存じますので、どうぞよろしくお願申し上げます。

【原田分科会長】 皆さんこんにちは。ただいま分科会長に選任されました原田（はらた）でございまして。一応濁らないので。重責でございましてけれども、皆様方のご協力を賜りながら分科会の円滑な運営に全力を尽くしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願申し上げます。

最初に分科会長代理の指名ということで、まず第1の議事ですが、第3回の分科会で分

科会長代理を受けていただいております江頭委員がその後委員を辞職されましたので、国土審議会令第2条第6項の規定に基づき分科会長代理を指名させていただきたいと思っております。まことに恐縮でございますけれども、第3回から委員にあられます高木委員に分科会長代理をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【原田分科会長】 ありがとうございます。それでは高木委員に分科会長代理をお願いすることにしたいと思います。

【高木特別委員】 引き受けさせていただきます。

【原田分科会長】 ありがとうございます。

【高木特別委員】 よろしく申し上げます。

【原田分科会長】 それでは議事に入らせていただきます。冒頭お話がありましたが、本日は本分科会として特殊土壌地帯対策の継続の是非などに関する意見を取りまとめるため、まずは次第に従い、特殊土壌地帯対策の現状と課題につきまして事務局から説明をお願いいたします。では、よろしく申し上げます。

【小林中山間地域振興課長】 それでは私から資料のご説明をさせていただきます。まず、お手元の資料1でございますが、これは特土対策分科会の委員の先生方の名簿でございますので、ご覧いただければと思います。

続いて資料2に入らせていただきます。「特殊土壌地帯の概要」という資料でございます。まず1ページ目でございますが、特殊土壌地帯の特性というところでございます。これは特土法に基づきまして、特殊土壌、これは特殊な火山噴出物あるいは花崗岩風化土等侵食を受けやすい土壌で覆われていることが基本になりますが、下の表1にございますような7種類の土壌が規定されております。2番目に台風の来襲頻度が高く、また雨量が極めて多いこと等から災害が発生しやすく農業生産にも不利な状況にある、こういった地域を特土地帯として指定されているところでございます。

表-1には、この7種類、シラス、ボラ、コラ、赤ホヤ、花崗岩風化土、ヨナ、富士マサ、こういった土壌についての性状、特性等が記されているところでございます。この特殊土壌につきましては、今お手元にパンフレットをお配りさせていただいております。これに少し詳しく整理をさせていただいておりますが、特にシラスにつきましては鹿児島県、宮崎県、熊本県、そしてボラにつきましては鹿児島県大隅半島、コラにつきましては鹿児島県の薩摩半島南部、赤ホヤにつきましては、鹿児島県、宮崎県あるいは愛媛県、高知県

といった四国の大部分と熊本県、大分県、そして花崗岩風化土については中国地方等でございます。

次に2ページ目をお開きいただきますと、写真でその土壌についての紹介をさせていただいているところでございます。少しでも雨、台風等が強くなりますと、どうしても災害が起こりやすいという土壌のところでございます。

3ページ目をご覧くださいと、これは特殊土壌地帯の分布の状況について整理したものでございます。特土地帯は国土の約15%を占めるということ、そして対象市町村は256に及ぶこと、また人口については全国の11%、1千万人以上に上ること、こうした状況を踏まえて特殊土壌地帯としての位置付けが指定されております。全県指定が鹿児島、宮崎、高知、愛媛、島根の5県。一部指定がなされているところが9県、大分、熊本、福岡、山口、広島、岡山、鳥取、兵庫、そして静岡という状況でございます。特土地帯の指定につきましては、国土交通省、総務省、農林水産省が国土審議会の意見を伺って一定の要件の地域を指定しているということでございまして、今ご紹介しましたような土壌の種類、あるいは雨量、台風の頻度、そして災害の発生状況を踏まえて指定をしている状況でございます。

4ページ目に移らせていただきます。詳細の特土法につきましては同じ資料2の7ページに付けさせていただいておりますが、特土法自体は特殊土壌地帯が他の地域に比べて災害が多く、農業生産にも不利であるということに対して支援をするものでございます。特土法は先ほど両局長のごあいさつにございましたとおり、昭和27年、議員立法で制定されておまして、5年間の時限立法で継続がなされてきており、第12次の計画が今立てられているところでございますが、今年度いっぱい切れるという状況でございます。

特土法の中で、国土審議会から2項目で意見をいただくものがございまして、1つ目が4ページの(3)にございますような特殊土壌地帯の指定につきまして、特土分科会のご意見を伺って指定するというもの、もう1つが計画の策定でございます。計画を策定するに当たりまして、特土分科会の意見を伺いまして計画を策定すると。この計画を踏まえて、各省そして各都道府県、地方公共団体に計画の実施をお願いするという仕組みになっております。

次に5ページ目でございますが、特殊土壌地帯の推進についてでございます。下の表1-2をご覧くださいと、これまで1次から11次まででございますが、実績のところ、12次、今回の対策でございますが、9千2百億円ほどの事業費になっているという実績

の状況でございます。

続きまして6ページに入らせていただきます。特土法に基づく優遇措置は何かということをございます、これは後進地域特例法という法律に基づきまして、通常の国費負担率を引き上げるという仕組みになっております。現在、鹿児島、愛媛、島根など9県が財政力に応じまして引き上げがなされているという状況でございます。その財政力を整理したものが表-3にございます負担率引き上げ率内訳でございまして、これは毎年こういった率を計算しまして引き上げ率を決めているというものでございます。

続きまして、7ページは今ご紹介しました特土法の内容でございますので省略をさせていただきます。8ページ目でございますが、これが現在、平成20年の3月以降でございますが、事業計画ということで定められておまして、この計画に基づいて現在特土法の事業が進められている状況でございます。対象となる事業は、先ほどの後進地域の特例でかさ上げになる事業でございますが、11ページに別紙ということで取りまとめをさせていただいております。各省にまたがり、また各工種にまたがるといった状況もございます。

12ページ、13ページにつきましては、補助率がかさ上げの対象となる事業の整理をしたものでございます。この見方は真ん中にございます特殊土壌地帯対策事業計画がなくとも負担割合の引き上げが対象となっているもの、これは先ほどご紹介しました後進特例法という法律の中に指定され、かさ上げがなされている事業でございますが、すべての事業が対象になっているわけではございませぬ。その分を右側にございますような特殊土壌地帯対策の計画に位置付けまして、ここでかさ上げを追加したり、あるいは拡充をするというような仕組みになっています。

資料2につきましては以上でございまして、資料3の方に入らせていただきます。

続けてご説明させていただいてよろしいでしょうか。

【原田分科会長】 はい、よろしく申し上げます。

【小林中山間地域振興課長】 それでは資料3をお開きいただきたいと思います。1ページをお開きいただきますと、特殊土壌地帯の現状ということで、先ほど資料2でご説明をさせていただきましたので省略させていただきますので省略させていただきます。

2ページ目をお開きいただきたいと思います。気象状況についてでございます。特土法の中で特に台風の来襲頻度、それから年間降水量というものが大きな役割と申しますか、意味がございますので、台風の来襲頻度と年間降水量について整理したものでございます。

2ページ目は台風の来襲頻度、特に左側は台風の来襲頻度そのものでございまして、直近

10年間の来襲頻度を色分けしたものでございます。緑から黄緑、そして黄色、オレンジ色、赤という順に来襲頻度が増加するような整理をさせていただいたところでございます。そして右側は台風の来襲頻度が全国の平均よりも大きなところ、高いところをピンク色に塗らせていただいたところでございます。ちなみに台風の来襲頻度は約3回、10年間で3回というものが平均となっております。それ以上のところがピンク色に塗ったところでございます。

次に3ページをお開きいただきたいと思えます。これは年間の降水量について示したものでございます。右側が直近10年間のものでございます。そして左側はその前の20年間どうだったかというものを比較したものでございます。大体傾向としては同じような状況にございますが、いずれも九州南部、四国から紀伊半島、伊豆半島太平洋岸、そして北陸、東北の日本海側の降水量が多いという状況にございますが、特に東北、北陸のところに赤の色が増えたり、あるいは黄色が増えているというような傾向があるのではないかと、また九州の方でも赤が若干増えてきているというような状況が見てとれるのではないかと思うところでございます。

次に4ページ目でございますが、これは最近の気象状況について集中豪雨がかなり増えているのではないかとご指摘がございまして、それに対して整理をしてみたものでございます。左側につきましては、集中豪雨の1時間降水量が50ミリ以上というものでございますが、10年ごとの区間で見てみますと昭和51年から平成元年については170回、それが平成2年から11年になりますと193回、12年から21年になりますと220回と、かなり50ミリ以上の降雨が増えているということが言える状況になっております。また、下は100ミリ以上の年間の発生件数でございまして、増加傾向にあるのではないかとと思われるところでございます。この右側につきましては、年間降水量の動向で特に干ばつのときと、洪水といいますか、多雨のときとを比較し、その年の状況を整理したものです。年々その差が拡大しているということが言えるのではないかとと思えます。

次に5ページに入らせていただきます。ここからは特殊土地帯の対策の実施状況についてでございます。一番左のグラフをご覧ください。12次の事業実績額ですが、これが9千2百億円でございます。これは第9次のとかが2兆4千億円という状況がございましたので、これに比べて大幅な減になっている状況にございます。ピーク時の4割という状況になっているところでございます。

この理由としましては、最近の公共事業に関する予算の縮減、それからもう1つは、こ

の対策については60年という長い間やってきているということもございまして、大きな施設についてはかなり整備が進んできているのではないかと、それからもう1つ、最近交付金という制度ができて、必ずしもすべて交付金の分まで把握ができていないところもございまして、6割の減という状況でございます。

真ん中のグラフにつきましては、その9千2百億円の事業工種別の内訳を整理したものでございます。これによりますと国土・農地保全という防災にかかわる事業が、大体7割を占めるという状況でございます。その状況が一番右側のグラフでございますが、赤い線で書いてある下側が防災にかかわる事業でございます。この計画は、法律が制定されて直後のころは9割から100%近くが防災に当たる事業であった。それが徐々に減ってきて、現在は大体7割ぐらいで推移している状況でございます。この残りの3割が、農地の改良等で生産性を上げるということに位置付けられた予算でございます。

6ページ目が全国の特殊土壌地帯関係事業の中で、特殊土壌地帯の占める割合を示したものでございます。右側の表が関係する県の事業に金額を入れたものでございまして、その集計をしたものと全国の対策の事業費を比較しまして、どの程度の割合が特土地帯に投下されているのかを調べたものでございます。農地防災関係ですと38%、急傾斜ですと26%というような状況でございますが、その状況を示したものが、左側にある上の青いグラフでございます。こうした、農地防災であれば全体の4割が特土地帯に投資をされている、急傾斜であれば26%というような状況になっているところでございます。

7ページに入らせていただきます。7ページは特土法による特別措置、先ほど資料2でご説明した優遇措置の内容でございます。左側は特土法による後進特例によりましてかさ上げがなされている金額でございます。これが地元の負担額の軽減につながるものでございますが、鹿児島が6億円、島根が5億円でございます。この合計が右側の上の円グラフでございます。毎年度16億円ぐらいが負担の軽減になっているところでございます。右側の下は、これとまた別に地方交付税措置による支援というものがございまして、これはシラス対策につきまして4億5千万円ほどの年間支援、負担軽減になっているところでございます。

続きまして8ページでございます。こちらからは特土地帯の対策の効果について整理をしたものでございます。左側のグラフは鹿児島県の曾於市において整備済みの区域と未整備の区域を比較したものでございます。そこでの災害の発生件数を比較しましたところ、整備済みのところについては8割の軽減がなされているという事例でございます。また右

側につきましては、これは同じく曾於市内でございますけれども、旧町村単位で整備率の高いところ、低いところを比較しましたところ、災害の発生の状況が整備されたところはかなり低いという事例でございます。

9ページ目に入らせていただきます。これは治山事業による災害の防止効果というものでございます。平成5年8月の豪雨によりまして森林に大きな被害が及ぶとともに下流の住宅地にも甚大な被害が出たことを踏まえまして、平成6年度に谷止工を設置しました。谷止工といいますのは真ん中の写真にございますようなコンクリートの擁壁といいますか、堰堤でございます。これによりまして平成21年の豪雨において被害がかなり軽減され、最小限にとどまったという事例でございます。

10ページにつきましては、砂防事業についての効果でございます。平成22年に土砂流が7回発生したことにより生じました、かなりの土砂の流下、流木の流下が2基の砂防堰堤で防がれたという事例でございます。

また11ページにつきましては、これは農業の面からの生産力強化について、農地保全、あるいは排水改良、土壌改良といったことにより各種の生産性の向上、作物の生産量の増加、品質の向上、作物品種の多様化というものが図られた事例でございます。左側の畑地帯の総合整備事業につきましては、これはB/Cを評価したものがございまして、このB/Cは2.09でございました。こういった対策により、ここではニンジンでございますが、非常に品質が良くなった、また収量が増えたという事例でございます。右側の農地保全整備事業につきましては、これはB/Cが1.06という状況にございますが、特土対策の面から言いますと、作付の品種が増えたり、あるいはこの下祓川地区においての全体の所得が上がった、生産量が増えたといった効果が更に出ている状況にございます。

12ページでございますが、特殊土壌地帯対策の必要性についてでございます。これは、平成16年度がこれまでの観測史上で最多の台風上陸という状況に伴い、大雨が続いたということでございますが、左側の表が、16年からそれ以降の災害において大きな被害が出た主立ったところを整理したものでございます。この色付けしたところが特土地帯にかかわりのある災害ということでございます。これは必ずしも特土地帯が最多の被害状況にあったものではございませんが、台風あるいはその他の災害によって特土地帯に影響が出た、被害が出たというものを色付けしたものでございます。ちなみに平成23年度、これまでの状況について調べてみましたところ、台風12号、15号ほかで4件ほど大きな災害が発生しておりますが、3件が特土地帯での災害発生という状況でございます。

右側につきましては、全県指定の5県の人口1人当たりの水害被害額を示したものでございます。全国平均が100でございますので、かなりの部分で全国以上の水害被害額が発生しているということが言えるのではないかと考えております。

続きまして13ページですが、土砂災害についてでございます。これは全国の土砂災害の発生件数の中で、全県指定の5県では約2割、また指定14県では4割が全国の中で特土地帯に当たるということがわかるわけでございます。また右側につきましては、急傾斜地帯崩壊危険箇所数、地すべり危険箇所数、あるいは山地災害危険地区数において、全国の中で全県指定といったところでの発生がかなり多いということが言えるのではないかと思います。

また、13ページの右の下の部分については、国土保全等のための投資額の比較でございます。全国値を100としたときに、国土保全に対して、あるいは治山治水に対してどのくらいの割合の予算が投下されているかという資料でございますが、おおむね約2倍ぐらいが、特土地帯において予算が投資されているということが言えると思います。

14ページからは、特土地帯についての被害の状況について整理をしたものでございます。赤ホヤ地帯のものが14ページ、15ページはシラス、赤ホヤにおける決壊や山腹の崩壊といった事例でございます。また、16ページにつきましては、花崗岩風化土地帯等の状況でございます。最大時間雨量54ミリ等とかなりの大雨が降ったときの災害の状況でございます。

17ページに入らせていただきます。今申し上げたような特殊な土壌のところでの対策工事となりますと、災害防除、農地改良対策とも周到な防災工事が必要となり、事業費は一般地帯に比べてかなりの割高になるということが言えると考えます。下を書いてございますように、法面1つとりましても、単なる法枠だけではなく、鉄筋の挿入であったり、アンカーを採るというようなことが必要ですし、法面のところの排水についても土留工を設置したり、水路の間隔を狭めたりといった対策が必要になっているところでございます。

こういった対策を講じた結果が、18ページ以降でございます。治山事業における対策を講じたものでございます。花崗岩風化土についてはB/Cが1.68という内容でございましたけれども、こういった法枠工の工事をしたものでございます。そして道路災害のシラス対策のところでの事業、19ページに移りまして、ヨナの部分での畑地帯総合整備事業、これはB/Cが1.01でございますが、通常であれば傾斜をつけてもいいようなところが、農地の表土が流出しないように整地でほぼ水平仕上げという、水田と同じように

平たく整備をするようなことをしているということでございます。

それから19ページの右側、これは災害関連緊急砂防事業でございます。B/Cが4.51でございますが、砂防堰堤を建設している状況でございます。20ページにつきましては、赤ホヤ、そして河川改修のシラス対策ということで、それぞれ整備がなされている状況でございます。

21ページにつきましては、これは特殊土壌地帯における農業生産性の面から整理をしたものでございます。左側には先ほどの7種類の土壌について農業面からどんな特徴があるのか、そして主にどういう被害が出るのかというのを整理したものでございます。右側につきましては、これは上側が全域指定の5県における水稻の10アール当たりの収量と全国の収量の平均を比較したものでございます。全国に比べ、全県指定の部分につきましては、約1割の収量減という状況でございます。また、下のグラフは小麦について同じように比較したものでございまして、全国に比べまして約3割の減収が全県指定の5県では見られるという状況でございます。

22ページをお開きいただきたいと思います。こうした状況を踏まえまして、特殊土壌地帯について、土壌、降雨、あるいは台風の来襲頻度、そして災害の発生状況というものを比較しまして、今後の特殊土壌への対応について検討いただくための資料でございます。

まず23ページ目をお開きいただきたいと思います。特殊土壌という言葉はかなりいろいろな分野で使われているわけですが、そういった中で9種類ほど、特殊土壌という名前のもとで類似性があるかどうかを検討するために挙げさせていただいたものでございます。この中で、特土法に基づきますものは特殊な火山噴出物、あるいは侵食を受けやすい土壌かどうかという要素でございますので、こういった要素から比較しましたところ、特に類似土壌と言えるものは、上から黒ボク、火山灰質粘性土、それから次のページのおんじゃく、国頭マージ、ジャーガルの5種類が類似の土壌に該当するのではないかと考え整理をした次第でございます。

そういった土壌について、今度は25ページが気象の状況から比較検討したものでございます。まず、台風の来襲頻度につきましては、直近10年のもの、先ほどご紹介したものでございますが、沖縄本土、鹿児島県奄美群島、九州本土等々、赤あるいはオレンジで示された部分が台風の来襲頻度が多いところでございます。それと25ページの右側は年降水量が多いところ、これも一番多いところが赤の地域、それからオレンジ、黄色となるわけですが、この台風の来襲頻度と年降水量について、特に特土の指定に関しては、台風は

全国の平均の来襲頻度以上であること、年降水量では2,000ミリ以上というのが1つの基準になっております。

こういったところから重ね合わせをしましたところ、次の26ページでございますが、該当する地域は沖縄と九州本土、それから四国太平洋沿岸部、伊豆半島周辺ということになりました。その地域においての土壌はどのような土壌かということ調べましたところ、沖縄につきましては国頭マージ、ジャーガル、島尻マージ、九州本土につきましては既に特土指定されておりますような赤ホヤであったり、ヨナであったり、シラス等々でございます。そして四国太平洋沿岸につきましては、徳島については砂岩、泥岩、高知については赤ホヤ、そして伊豆半島につきましては富士マサであったり火山灰質粘性土といった土壌の状況であるということでございます。

こういった土壌について、既に特殊土壌として指定されている部分が茶色っぽく塗ったところでございます。そして、島尻マージ、あるいは砂岩、泥岩は、今回の特殊土壌として該当しないということで対象外、残りますのが国頭マージとジャーガルと火山灰質粘性土と考えられます。この地域については、この土壌において災害の発生状況がどうなっているのだろうかということを検討したものが27ページからでございます。

27ページは土砂崩壊量でございます。ピンク色で塗りましたところ、これが対象土壌、先ほどの7種類の土壌においての土砂の崩壊量の平均を示したものでございます。単位面積当たりの土砂崩壊量を比較したものでございますが、火山灰質粘性土については0.3、国頭マージについては0.2、そしてジャーガルが3.6というような状況でございます。特に国頭マージ、ジャーガルは沖縄でございますので、分布地域はかなり限定的でございます。この数字をそのまま使えらると思いますが、火山灰質粘性土は国土の4割を占めること、一方で今回の対象は1つ手前、26ページをご覧くださいますと、伊豆半島という限定されていることもございますので、伊豆半島に絞り整理しましたところ、備考に書いてございますように伊豆半島の場合には0.4ということございました。この結果から申し上げますと、ジャーガルはかなり対象土壌の平均より上回っているということだと思います。

そして28ページは、同じ方法で水害の被害額について検討したものでございます。対象土壌の7種類のものの平均に比べて、やはりジャーガルについてかなり高い値になっているということございました。

29ページでございますが、まず最初に土壌について比較したものは対象としては5種

類を挙げたわけですが、気象の状況の中で比較をしましたところ、対象となるものが黒ボク、おんじゃくは分布地域が無かった。火山灰質粘性土、国頭マージ、ジャーガルが残った。その中で、災害が特に今指定されている土壌と比べて多いものはジャーガルであるということになるわけですが、ジャーガルは沖縄に分布していることから沖縄振興特別措置法の対象ということで、沖縄自体がかなりの高率の国費の補助がなされておまして、後進地域の特例の対象外となっております。これは、沖縄特別措置法の中で後進地域の特例外、対象外と明記してございます。こういったことから、特殊土壌の追加指定の見直しに該当する地域あるいは土壌は今回は無いということではないかと考えているところでございます。

最後でございます。30ページでございます。これからのフォローアップということでございますが、先ほどご紹介しましたような、特に近年台風の来襲頻度や年降水量がかなり増加しているということを踏まえまして、現行では12次計画の制定時にこういった内容についてご報告をし、また今回ご報告するまでの間5年間、ほとんどこういったものについてご報告させていただいてこなかったことがございますものですから、今後につきましては、災害の状況、あるいは地域の状況等をきめ細かく対応する必要があるかということで、30ページの右側でございますように、台風の来襲頻度、年降水量の増加、自然災害の増加といった最近の状況を踏まえまして、特土計画の内容、あるいは事業の進捗状況について必要に応じて調査・点検を行いまして、特土分科会にご報告をするということにしたいと思っております。また、分科会の方ではその内容を踏まえ、必要に応じて様々ご検討いただければ幸いと考えている次第でございます。

資料の説明につきましては、以上で終わらせていただきます。

【原田分科会長】 ありがとうございます。ただいま資料2、資料3を使いまして、事務局から特土、特殊土壌地帯対策に関する説明がございましたけども、今後の特殊土壌地帯対策のあり方などに関して、各委員より現場の状況、あるいはご専門の立場などを踏まえてご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。どなたからでもよろしいんですが、よろしく願います。

【高木特別委員】 よろしいでしょうか。

【原田分科会長】 願います。

【高木特別委員】 鹿児島大の高木でございます。今回主に、近年侵食力をとみに増大させてきている豪雨による土砂災害、地滑り、土砂崩壊、土石流、こういったことによる

災害への対応という観点から現状と課題について詳細な説明があったわけですが、私としては、これらの認識については特に異論はございません。同感でございます。こういった認識を踏まえて今後は事業を進めていただきたいと思います。

ただ、あえて付け加えさせていただければ、いわゆる中山間地域の、畑地での豪雨による表土の土壌流亡、これらについての実態とか現状の把握、それから対応策、防止策等、可能な範囲で結構ですから、これらについてもご検討してもらえればと思います。というのは、こういう土壌流亡というのはすぐに目に見えてどうこうということはないのですが、長期的に見ますと農地の土地生産性の低下にもつながりますので、非常に長期的な問題としてとらえた場合には無視できないということがございますので、可能な範囲で結構でございますから、これらについてもご検討いただければと思います。以上です。

【原田分科会長】 ありがとうございます。現状の認識、基本的には良いということですが、できればというご注文があったということでございます。

外にいかがでしょうか。

【井本特別委員】 よろしいでしょうか。特殊土壌地帯について様々な対策がなされていて、財産を守るということに非常に効果的な施策をなされているということは大変よくわかりました。

その中で、人命ということは、特に今回3・11の震災以来、災害というものは、例えば100年に一度の対策をしても、100年に一度にしかすぎない。ということは、70年も生きてると1回くらい災害に遭うことになるわけですね。ということは、そういう災害が起きることを前提に、人命対策というのをやっていかなければいけないのではないかと。特殊土壌地帯についても、財産、金額では計られるものもあると思いますが、人命を守るためにどういうことをされているかということも大きなテーマとして大事にしていだけたらなと思います。

やはりハザードマップのようなものを公開していくことで、例えば畑地は災害に遭うかもしれないけれども人命は守られるというような、何かそういう住んでいる側の方、暮らしていらっしゃる側の方にも伝わるようなものの整備を、あるいはもっと広報の部分を進めていただけたらすばらしいのではないかと感じました。

【原田分科会長】 ありがとうございます。今、東日本大震災の対応ということで、国土交通省についても農林水産省についても全体的にそういうことがいろいろ議論されていますけれども、具体的にこの対策を地方自治体、県なりが立てるときに、そういう情報

の提供ということについて非常に重要ではないかというご指摘で、確かに重要な点だと私も思います。

外にいかがでしょうか。順番に行きますか。よろしいでしょうか。

【中村特別委員】 最近雨の降り方が多くなって、量も増えているということですが土砂の崩壊とか流出というのは雨量に比例してだんだん規模が大きくなると思います。ですから、今まで通常やってきた防止対策や対応はもっと規模の大きなことを想定していかないと、災害がさらに大きくなって危なくなる可能性があるので、雨の降る量に対して何か対応の仕方を考えていった方がいいという気がします。大体斜面の崩壊などは、その地域の平均的な降雨量を超えると発生するわけですが、その平均の超え方が最近は大きくなっているわけですね。ですから、それに対して災害の危険性が増してきていると思いますので、少しその辺も考えてこれから対応していただきたいと思います。

【原田分科会長】 ありがとうございます。これもごもっともで、テレビでいろいろな災害の中継をすると、ここに何十年住んでいるけれども、こんなのは初めて見たという、最近はそういうことですので、よろしくお願ひしたいと思います。

いかがでしょうか。

【前田特別委員】 末端行政をつかさどっている者の1人として、この特殊土壌地帯の対策関連事業の相当なる恩恵というか、事業の成果というのを目の当たりに見させていただきまして、本当にありがたい気持ちでいっぱいでございます。おかげさまで治山治水、そしてまた生産性を上げるための特殊土壌地帯対策事業等々、毎年多く入れていただきまして、そのおかげがあって、現在何とか中山間地域として私どもは町を守り、そしてまた農業を守っていくことができているということで、大変この事業の11期にわたります特殊土壌地帯対策関連事業の振興臨時措置法というのが、本当に我々にとってはありがたいことだと思っているわけでありまして。当然、特に九州管内はそういう土壌地帯が非常に大きいということで、隣の鹿児島県においても、我々の県においてもシラス地帯、あるいはまたボラ地帯、あるいはまた赤ホヤ地帯等々を考えますときには、今回、今説明をいただきまして、なお一層この事業のありがたさを痛切に感じた次第でございます。

それともう1つ、私たちは特に今後この事業の継続をどうしてもお願いするという気持ちがいっぱいあるわけでございますが、と申し上げますのは、今も話がございましたとおり、想定することがどんどんスケールが大きくなってくる、局地的な大雨が、今までの集中豪雨からするとはるかに想定を大きくして対処していかなければならないという実態が

あるんだと思っています。特に深層崩壊というか、そういうものが発生をしていることを考えますときに、今まで成果を上げていただいておりますが、そういう面からも今後更なるこの措置法の延長はどうしてもお願いしたいし、またもう1つは農業関係で、我々も農政で一番悩んでいるわけですが、グローバル化した、あるいはまた国際競争力をいかに高めるかということになれば、生産性を上げて技術力を高めていく以外しかなく、なかなかコストを下げるということは生産性を引き上げる努力しかないのではないかと。

そのためには、やはり土壌の流出、それからまた、今我々のところにも入れていただいているんですが、農地防災・保全事業等々、こういうことについてはどうしてもこれからなお一層その必要性が出てくるという感じがしてなりませんので、私たち末端行政をつかさどる者として、あるいは中山間地域に住んでいる者として、今までの成果に感謝申し上げながら、今後なお一層これの充実強化を図っていただきたいというのが私の意見でございます。よろしく願いいたします。

【原田分科会長】 大変に前向きなご意見をいただきまして、ありがとうございます。続けてよろしく願いいたします。

【和田特別委員】 九州大の和田です。今回初めて参加させていただきました。先日来事務方のほうから詳細の説明をいただきまして、この政策の趣旨に関しては全く賛同いたしますし、今までの成果についても非常に評価できるものだと改めて思っております。

事業の説明責任ということもありますので、そういう観点から見ると、特殊土壌という言葉とか、それがどういうものかということに関しては、あまり生産性を上げるとか、直ちに災害を防ぐことにつながらないかもしれませんが、先ほど井本委員のおっしゃったハザードマップというような観点からも、もう一回整理して、どこにどういう土地が分布していて、ただ理学的とか工学的な分類ということではなくて、この法律のコンセプトに基づいた、いわゆる特殊土壌がどこにどういうふう分布しているかというふうなことをきちんとデータベースとして整理するというか、それからハザードマップ的な使い方もできるようにという事業も必要なのではないかと思えます。それが1点です。

それからもう1つは、今まで土壌侵食とか崩壊とか、そういうものに対する対策が中心に行われてきたと資料から推察しますが、例えば資料3の21ページに、農業生産性という点から、全域指定5県における水稻の10アール当たりの収量が非常に低いですよ。それから、もっと差のあるのは小麦です。これは南九州に偏っているということで、小麦という作物の性格上、気候的な問題もあるとは思いますが、平均400キロに

対して250キロから300キロという、この差はものすごい差ですよ。ですから、いわゆる災害に対する対策ということだけではなくて、こういうことにもちょっと目を向ける必要が、今後事業を継続していく場合にそういうところも非常に重要なのではないかと思います。

もちろん土壌改良は農家の責任という面もありますけれども、土の性格上なかなか農家の個々の努力では克服できない面があるので、それに対しては原因を究明して、何とか底上げをすることに結びつくような対策、事業というのが1つ考えられていいのではないかと思います。以上です。

【原田分科会長】 ありがとうございます。前半のほうで、事業の性格に照らして、もう少し具体的に特殊の土壌のものが分布しているものを明らかにした方がいいんじゃないかということですが、今農業生産の方を言われましたけれども、特に災害が多くというようなこともありますので、そういう面から、危険な特殊土壌でも特にどこが危険なところで、その危険なところがどれくらい分布していて、しかも人が住んでいて対策も緊急に必要なところはどこだという、そういう形のことを明らかにしろということでしょうか。

【和田特別委員】 そうです。明らかにするとか、新たに明らかにする必要があるか、これまでの資料をコンパイルするので十分かどうかは私は今すぐにはわかりませんが、いずれにしてもアウトプットとしてそういう整理された情報というのが重要なのではないかなと思います。

【原田分科会長】 わかりました。私もいろいろな委員会や何かで事業の評価とか説明責任とかいうことで議論していますので、今ご指摘の点はなるべくそういう情報を整理していただきたいと思います。今日の説明ですと、少し事業費は落ちてきているところの説明で、全体の公共事業費への圧縮ということもあるし、交付金の分がないという部分もあるけれども、大きな対策はとってきたと。主要なところはやってきたんだという説明がございましたけど、本当にそういうものがやられてきていて、安全なところは少し広がっているのか、その辺のところの説明されると、もっと我々はわかりやすいかなと私も思っております。

一通りご意見いただきましたけれども、この審議会で、一つは指定土壌の部分があって、今日の説明の資料ですと、一番最後のところで特殊土壌と類似土壌の比較ということで、もっと指定すべきところはないかという形で情報を整理していただいて、候補を挙げただけ、それが実際に台風とか年降水量とか、ある基準に満たしているかということで見

ていただいて、しかも災害の崩壊量等で見ると、ジャーガルが挙がってきたけれども、それはこの法律で補助率を引き上げるということをしなくても、沖縄振興特別措置法でもう引き上げられているので、ここで対象としないという形で、その指定の範囲ということで、一応ご説明があったんですが、この部分はよろしいでしょうか。特に論理的に問題もないと思いますし、きちっと整理されていると思うんですけども、いいでしょうか。そこはよろしいということで、確認させていただいたということで進めたいと思いますが、少しまだ時間的には余裕がございますけれども、外にご意見はございますでしょうか。

【實重農村振興局長】 よろしいでしょうか。

【原田分科会長】 はい。

【實重農村振興局長】 頂戴しましたご意見の中で、農水省関係で取り組んでいることをちょっと紹介させていただければと思います。

【原田分科会長】 お答えいただければありがたいです。

【實重農村振興局長】 まず、ハザードマップということでございますけれども、農水省関係で特に注意をしなくてはいけないと思っておりますのは、ため池です。これは老朽化した、江戸時代から使っているようなため池が全国で20万カ所もありまして、地震のときなどに崩れて、下流に土砂崩れを起こして、大きな災害を起こすということが可能性としてございます。先般も、福島で、これは海岸の方ではなくて山奥の方なんですけれども、藤沼池が決壊いたしまして、そこで7名亡くなられて、1名行方不明といった大変悲惨な事故も起こっております。こういうことに対応して、かねてから、ため池の一定規模のものについては全国的に点検をしております。ため池台帳というのを作って、危ないところについてはハザードマップを作ると。これは情報伝達体制、一定の豪雨とか地震が起こったときに、すぐに情報を伝達する、こういうものを自治体ごとに組んでいただいております。

さらに今回、耐震性ということが非常に重要だと思われまますので、被災地については既に1次補正予算で対応いたしました。それから、これからでございますけれども3次補正予算、それから、来年度予算で調査をいたしまして、必要なところについては緊急に工事をしていく形で組んでおります。これは、耐震性の場合には通常の見視による点検調査といったことではなかなかわからないところがありまして、ボーリングをして掘ってみないとわからないところもあるということでございまして、一定の工事をしながら調査をするというような予算も組んでおります。そうは言いましても、なかなか予算の制約もあります

ので、たくさんのところを一遍にということができませんものですから、今、委員ご指摘のように、ハザードマップを更新していく。それによって情報伝達体制もきちんと整えて、まさかのときに被害が起こらないようにしていく対応が重要だと思います。これはため池に限らず、できれば検討してまいりたいと思います。

それから、もう1点はやはり、最近めったにないほどの災害が生じていると。それに対して、事業費の方は抑制でございまして、なかなかそれで対応できるのかという点があるかと思いますが、これはコストダウンの努力も大事だと思っております。技術革新によってコストダウンできる部分も出てきておりまして、それによって、5年間で10%、15%といったコストダウンをここ15年ぐらい取り組んできておりますけれども、さらに最近は、特に古くなったものを建設し直すと非常にお金がかかりますので、むしろ機能診断をして、点検をして、耐用年数を伸ばすと。農水省の管轄の水利施設の場合に、非常に大きなものから中ぐらいのものがあって、また小さいものがあって、また圃場の周りの非常に小さいものと、いろんな大きさのレベルのものがございまして。これらを絶えず、いろんなレベルで、国とか県とか、あるいは土地改良区といった団体、あるいは集落の農業者の方々、いろいろなレベルでいろいろな形の点検が必要だと思っております。

このための予算は年々むしろ充実してきておりまして、耐用年数も大体コンクリートでできたものが40年なんですけれども、機能診断をして、ちょっとひびが入ったようなところを補修するといった長寿命化を図りますと、40年が60年に延びると。ライフサイクルコストといいますけれども、これが3割ぐらい縮減できるということでやっております。これは国土交通省さんも公共事業全体で取り組んでおりますけれども、そういう形の努力をしながら、コストダウンは図っていかねばならないと思っております。

最後に、農業の生産性の問題でご指摘がありました。やはり、麦、大豆といったものにつきましては、排水が大事でございまして。水田で米とは別に生産調整の一環で作っておりますけれども、どうしても水がたまって抜けないような水田で作った場合には、収量が十分上がりません。排水が良くなる、そういう土地改良工事を行いますと、麦・大豆の収量が4割ぐらい上がります。そのように取り組んでおりますのと、それから、もう一つは先ほどご紹介した中で、南九州の事例が非常に費用対効果が大きいわけですね。費用対効果が2以上だとか、そういうものもございまして、これはやはり畑作地帯でありまして、畑作地帯はなかなか水が無いということでもございましたけれども、そこに畑地かんがいを行いますと、従来は水が無くても作れる作物でないとできなかった、例えば、サツマイモ

しか作れなかった、そういう土壌で何でもできると。場合によっては施設園芸、メロンなどが作れるというように、農業の形態そのものが全然変わってまいります。そういう意味では畑地帯からは畑地かんがいというものを強く求められておりますけれども、そういった生産性を上げるための土地改良というところに重点的に取り組んでいく必要があると思っております。

【原田分科会長】 ありがとうございます。外に何か質問に答えるところはございますか。よろしいでしょうか。

はい。

【小林中山間地域振興課長】 先ほど、土壌の改良という、特にシラスも含めて、かなり土壌によって生産性が低いことに対するの対策でございますけど、先ほどご紹介しましたような畑地帯の総合整備等においては、やはり特土の特質ということもございまして、土壌改良というものが事業の中で取り組めるようになっております。ですから、従来に比べてそういった制度自体を拡充しているものもございます。また、土砂の流亡等の防災面の観点から申し上げますと、先ほどちょっと事業の中でもご紹介しましたように、工法によって、土壌流亡を抑えるような工法を検討したりしておりますし、またその土壌流亡がどの程度になるかということにつきましては、その地域において、事業を始める前に調査等をさせていただいていると思っております。そういったデータを整理いたしまして、ご紹介することにさせていただければと思う次第でございます。

以上です。

【原田分科会長】 ありがとうございます。追加のご意見、あるいは何かコメントはございますでしょうか。よろしいでしょうか。特にご意見がなければ、大体ご意見いただいたということで考えたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

では、いろいろご意見いただきましたけれども、指定についてはオーケーと、あとは進め方等、あるいは情報の出し方、データの整理の仕方について、少し注文いただいたということですので、それは今、少しお答えもいただきましたが、今後それを踏まえて進むということで、この特殊土壌地帯対策について、分科会としての意見を申し出ると考えております。事務局の方で意見の案を準備いただいているようですので、これを配付していただきたいと思っております。

(意見書案配付)

【原田分科会長】 行き渡りましたでしょうか。それでは、事務局からこの案と手続に

つきまして説明をお願いします。

【小林中山間地域振興課長】 それでは、私の方から案についてご説明をさせていただきます。ただいまご意見を頂戴しました点、それから、最近の台風の来襲頻度、あるいは大雨、そしてそれに基づく災害が頻発している状況を踏まえますと、特殊土壌地帯における対策は引き続き重要な役割を担うものと認識しております。そうした観点から、お手元に配付させていただきましたような意見書、「特殊土壌地帯対策を引き続き強力で推進すること」、その理由といたしまして、「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく特殊土壌地帯対策は、特殊土壌地帯の災害防除と農業生産力の向上に大きな役割を果たしてきたが、近年、台風の来襲頻度が増加し、これに伴い集中豪雨が増加する中、依然として、指定地域において、大きな被害が発生していること等から、今後とも同法に基づく特殊土壌地帯対策を引き続き強力で推進することが必要である。」というような意見書の案をご提示させていただきたいと思っております。

【山本地方振興課長】 私のほうから手続につきましてご説明をさせていただきます。本日、これで議決をいただきました場合には、分科会の議決ということになります。この分科会の議決につきましては、国土審議会の運営規則第7条2項で、分科会の議決は、国土審議会会長の同意を得て、審議会の議決とするという旨の規定となっております。したがって、本日の分科会後に分科会長名で会長あて、ご報告かたがた同意をいただくという手続をとりまして、その後、国土審議会会長名で関係する大臣へ意見を申し出る手続になるところでございます。

以上でございます。

【原田分科会長】 ありがとうございます。非常に大筋をがんとおっしゃっているという、そういう形の分科会の意見でございますけれども、今、提案がありましたこの内容について、何かご意見、ご質問があればいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。本日も押しなべて、非常に重要で、ちゃんと進めるべきという意見を皆様からいただいておりますので、それを反映させた、そういう形になっているという理解でございます。

それでは、修正が無いようですので、この案が国土審議会の意見となるように、分科会長であります私の方から会長へ同意をいただき、関係大臣に提出していただくよう手続を進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

議事にはその他とありますけれども、外にご意見等ございますでしょうか。特にないよ

うでしたら、これで終了したいと思いますですが、本日の議事の概要につきましては、速やかに公表したいと思います。よろしく願いいたします。

最後に、小林国土交通省大臣官房審議官より一言ごあいさつをいただきたいと思います。

【小林大臣官房審議官】 本日は大変どうもありがとうございました。閉会に当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

国土交通省は今回3名、メーンのところに座らせていただいております。国土交通省の重要な責務の一つに地方振興というものがございまして。主にハンディキャップを負った地域、今回の特殊土壌地域もそうですし、豪雪もありますし、過疎、それから離島、こういったハンディキャップに対する対応というのが私どもの国土政策局の任務の一つでございまして。

こういうハンディキャップ地域の対策につきましては、主に省庁としましては、私どもと農林水産省、総務省、こういったところで分担をしてやってきている。全体の取りまとめ窓口としましては、私どもが右代表という形でやらせていただく形になっておりまして、今日も同席をして、一緒に審議に参加させていただいたということでございまして。

今回の内容につきまして、ご意見をいただき、その中には意見具申という形で手続を踏むもの、それから、その前提としてのさまざまなご意見もいただきました。実務的な面での担当をしております農林水産省とともども、十分相談をしながら、今後必要な手続を進めてまいりたいと思いますので、今後とも折に触れ、ご意見をいただきながら、施策が充実できるようにご協力方、お願いできればありがたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

【原田分科会長】 ありがとうございました。最後に事務局から連絡事項があればお願いいたします。

【山本地方振興課長】 本日の議事録につきましては、後日各委員の皆様方にお送りをして、ご確認をいただきまして、その上で公表させていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

【原田分科会長】 では、以上をもちまして、国土審議会第5回特殊土壌地帯対策分科会を閉会します。ご協力ありがとうございました。

— 了 —